

中野区教育委員会会議録

平成29年第33回定例会

平成29年12月15日

中野区教育委員会

平成29年第33回中野区教育委員会定例会

○日時

平成29年12月15日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時55分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当） 永見 英光

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

7人

○議事日程

[議決事件]

- (1) 第30号議案 中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 第31号議案 中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 第32号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の職務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
- (4) 第33号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則
- (5) 第34号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則
- (6) 第35号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の地域手当に関する規則
- (7) 第36号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の通勤手当に関する規則
- (8) 第37号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則
- (9) 第38号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則
- (10) 第39号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則
- (11) 第40号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則
- (12) 第41号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の教職調整額に関する規則
- (13) 第42号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の休職者給与支給に関する規則
- (14) 第43号議案 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

[報告事項]

- (1) 教育長及び委員活動報告
 - ① 12月9日 第二中学校開校70周年記念祝う会
- (2) 事務局報告
 - ① 平成29年度体力テストの結果と体力向上に向けた取組について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第33回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、議事に入ります。

<議決事件>

田辺教育長

議決事件「第30号議案 中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに、担当より議案の説明をお願いいたします。

健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

それでは「中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、中野区立学校の温水プール開放の使用料の額を改定するとともに、平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間における使用料の額の特例措置を定めるものでございます。

補足資料に基づいて説明させていただきたいと思っております。今回の改正の趣旨でございますけれども、区のほうで3年に一度、施設使用料の見直しを行っております。それに伴いまして、温水プール開放の使用料についても見直しを行うものでございます。

また、区議会の第4回定例会におきまして、スポーツ施設の使用料につきましては今回の改定後6年間、半額程度とする軽減策が講じられました。区としてスポーツ健康づくりムーブメント、東京のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けまして、こういったムーブメントを推進していきたいところがございますので、温水プールの使用料につきましても6年間、半額程度に軽減するというものでございます。

改正の内容でございますが、補足資料の2ページ目をご覧くださいと思います。それぞれの個人、団体、回数券等につきまして、現行の使用料が真ん中の列にございますけれども、今回の規則改正で右の列にございます改正案というところで改正させていただき

たいと思っております。そこから右端の列の軽減額というところで半額程度に軽減するという形で改正を考えているところがございます。そのほか、幾つか文言整理がございますので、新旧対照表をご覧いただければと思っております。

施行日は平成30年7月1日というところで考えております。

説明は以上です。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

スポーツ・健康ということで、とてもすばらしい取組だと思います。半減にとっても賛成なのですが、近い方はこのことでとても行きやすくなると思うのですが、中野はいろいろな場所が交通経路も含めて複雑だったりしますので、地域差とかそういったことについてはどんなことがなされているのか、教えていただければと思いました。

健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

温水プールが二中と中野中にあるという以外に、区立の温水プールといたしまして鷺宮体育館にも温水プールがございます。こちらにつきましても、体育館条例の改正というものをいたしましたので、そちらにより軽減策という形で適用されるものがございます。

また、南部の地区につきましては、南部スポーツコミュニティプラザという施設に温水プールがございまして、そちらについてはもともと地域スポーツクラブの会員になると使用料が半額になるということにしておりますので、そういった区内複数の箇所でも温水プールが設置されているところで、それぞれ近くの方がご利用いただけるのかなと考えてございます。

伊藤委員

ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

田中委員

スポーツ健康づくりムーブメントを定着させるということで、とてもいい取組だと思うのですが、資料の中にあるのかもしれないのですが、区民に開放される時間帯というのはどんな時間帯でしょうか。

健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

基本的に、平日につきましては学校がございますので学校が終わった後の時間帯ということで、学校に関してはあとは土日の開放ということになっておりまして、先ほど申し上げました鷺宮と南部のスポーツコミュニティプラザについては、終日ご利用いただける形になっております。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

渡邊委員

今回の使用料の改定なのですけれども、現行から改定案と書いてあって、個人については回数券も含めて全て値段が多少なりとも上がっているのですけれども、逆に、団体だけ値段が大幅に引き下げになっているのです。これは何か理由があるのでしょうか。

健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

こちらにつきましては、基本的に使用料の計算、区の考え方がございまして、そういった考え方に基づいて計算をしております。一方で、先ほどご紹介いたしました鷺宮のプールなど、現状、団体の利用がこれまでの学校の温水プールに比べて値段が低いところもございましたので、そういった区内のほかのプールとの整合性をあわせて、団体につきましては下げる形で計算したものでございます。

田辺教育長

よろしいですか。

渡邊委員

意見なのですけれども、ほかの団体、周囲に合わせて値段を改定できて、今回オリンピックに向けて半額で。もしこれでやっていけるのだったら、6年間ではなくてずっとやったらいかがでしょうか。これは意見ですけれども、たまたまキャンペーンでセールということであればそうですけれども、これでやっていけるのであれば6年間と言わずずっとやっていったらいいのではないのでしょうか。これは単なる意見です。

健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

使用料の考え方そのものは、区の全体の考え方がございますが、オリンピック・パラリンピックまでの3年間と終わった後の3年間、併せて6年間ということでございまして、その6年間の利用者の皆さんの利用状況であったりとかいろいろなご意見、また、そういったところを踏まえてその期間が終了した後、継続していくのかどうかというところも検証していきたいと考えてございます。

渡邊委員

よろしく申し上げます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

ちょっとお伺いしたいのですが、団体ということですが、団体の実態というのですか、差し支えない範囲でこんな使われ方をしているのだということをお教えいただければと思います。

健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

現状ですけれども、水泳協会のほうで使われているところが多くて、水泳協会が例えば障害のある方を対象にした水泳教室とか、そういった区民の方を対象にした教室などを実施するところで使われることが多いと承知しております。

小林委員

今、そういった組織が教室を開くということですが、例えば将来的に学校教育とそういうのがうまくジョイントして、夏休みの期間のプールとかそういう形で何かやっていくとか、そういったことは検討できないのかどうか。例えば、今、学校は夏のプールの指導を、時間もそうですし安全確保とか、相当な負担になっている部分もあるかと思うのです。でも、とても大事なことでもありますので、それをやめてしまうというわけにもいかない。そうしたときに、こうした区民の様々な力をうまく活用していくことを、今後考えていく必要があるのではないかなと思うので、教育委員会の事務局と様々な部署で検討課題にさせていただければありがたいなと要望しておきます。

以上です。

田辺教育長

小林委員のご提案、とても大事なことだと思うのですが、文化・スポーツ担当のほうで実施しています地域スポーツクラブでは、部活の指導なんかについても協力いただけることで、今、検討していただいていますので、併せて今のご提案についてもまた教育委員会と一緒に検討させていただければと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、質疑は終結させていただきます。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

上程中の第 30 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議決事件「第 31 号議案 中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに、担当より議案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、第 31 号議案「中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、幼稚園教育職員の給料表の改定に伴い、昇格時対応号給表の改定を行う必要があるためでございます。

資料をご覧ください。別表第 3 に示しますとおり、給料表の改定に伴い昇格した場合には給料表が別表のように変更するという内容でございます。

説明は以上です。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。なければ質疑は終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

上程中の第 31 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議決事件「第 32 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」「第 33 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則」「第 34 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則」「第 35 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の地域手当に関する規則」「第 36 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の通勤手当に関する規則」「第 37 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則」「第 38 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手

当に関する規則」「第 39 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則」「第 40 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則」「第 41 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の教職調整額に関する規則」「第 42 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の休職者給与支給に関する規則」「第 43 号議案 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」を一括して上程いたします。

初めに、担当より議案の説明をお願いいたします。

指導室長

こちらは、任期付短時間勤務職員（教諭職）採用につきまして、過日ご審議いただきました内容の条例が成立し、公布されたことに伴い、必要な教育委員会規則を制定するものでございます。

32 号議案ですが、こちらは教育職員の勤務時間や休日など、資料に示されている内容について定めるものでございます。

続いて、第 33 号議案です。こちらは教育職員の給与の減額を免除することのできる場合、例えば風水害などで交通が遮断されたときなど、規則に定めている内容についての基準でございます。

続いて、第 34 号議案、こちらは給与に関する内容でございます、支給日等を規則で示したものでございます。

第 35 号議案でございます。こちらは地域手当について定めたものでございます。

第 36 号議案は、通勤手当について定めたものでございます。

第 37 号議案は、特殊勤務手当について定めたもので、こちらは超勤 4 項目、中学校の教員は 3 項目となりますが、それについて定めたものでございます。

続いて、第 38 号議案は、期末手当について定めたものでございます。

第 39 号議案は、勤勉手当について定めたものでございます。

第 40 号議案は、義務教育等教員特別手当に関して定めたものでございます。

第 41 号議案は、教育職員の教職調整額について定めたものでございます。

第 42 号議案は、休職者給与支給に関することについて定めたものでございます。

なお、43 号議案につきましては、一部を改正するという事で現在、幼稚園の教育職員について定めている規則の内容について、区の小学校・中学校の教育職員について追加定めたものと、研修等の名称について文言整理をしたものでございます。

施行日は、平成 30 年 4 月 1 日、ただし、第 43 号議案のうち文言整理等に係る一部改正規則については公布の日となります。

説明は以上です。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

田中委員

第 32 号議案は職員の条例に伴うものということでしたけれども、それ以下のものも、もとにある条例が変わったことによる規則の整備と理解してよろしいのでしょうか。

指導室長

条例につきましては、教育公務員特例法や地方公務員法によりまして、給与と勤務について定めることとしております。それに付随する内容や職を任用するに当たって必要な内容については、この教育委員会規則で定めておくというものでございます。

田中委員

理解しました。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

渡邊委員

こういうのは事務的作業なので何も言うことはないと思うのですが、第 35 号議案なので、地域手当の支給額及び支給方法を定めるというふうにあると、今まで定めていなかったのでしょうか。これはどういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

指導室長

今まで、幼稚園教員については幼稚園の教育職員ということで定めているものですが、区立小学校・中学校の区費による今回の任用した職員については、定めがございませんでしたので、今回新たに定めるものでございます。

渡邊委員

ありがとうございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員

教えていただきたいのですが、今回新たな職を設けることでこういった整備をしたとい

うことですが、現在中野にいる常勤の先生方のこういった決まりというのは、東京都の条例で定められていると考えてよろしいのですか。

指導室長

委員のおっしゃるとおりでございます。東京都で定めております。

小林委員

当然、細かい部分をいろいろ決めていくに当たって、かなりそれを母体にしてやっけてきていると思うのですけれども、もちろん勤務時間その他いろいろ条件は違いますので細かいところで違うところはいっぱいあると思うのですけれども、基本的に大きな違いというのですか、もしあれば教えていただきたいと思います。

指導室長

学校に勤務するという視点に立ちまして、勤務にかかわる内容については東京都の職員と同様の規定で定めてございますが、それ以外の給与の支給方法そのほかについては、区の幼稚園教諭の職員の規則等にのっとり定めているものでございます。

小林委員

そうすると、実際にこういった教育職員が配置された場合、学校としてはどのような勤務をさせるイメージなのでしょう。全く同じようにやるのか。でも実際には週4日勤務ですか、ですから、当然同じようにはできないということですので、こういった使い方を一番想定しているのかということをもう一回確認したいのですけれども。

指導室長

この小学校及び中学校、区の教育職員につきましては、学力向上のために配置しているもので、主に少人数指導などの更なる展開をするために活用するということで、基本的に学校としては都の職員と同様の勤務形態を考えて問題がないと認識しています。補習学習などにも活用するということで進めてまいりたいと考えておりまして、細かな給与支給等の内容については区の職員に準じますが、そのほかの運用については都の職員と同様と捉えております。

小林委員

今、これを配置するに当たって、または場合によって採用するに当たっては、学力向上というのが大きな視点になるということなのですが、例えば不登校の対応であるとか、いじめの対応であるとか、学校には様々な課題がありますので固有の課題はいろいろあると思うのですが、それについての加配的な見方は基本的にはしないということで、学力向上

でいくのかどうなのか、柔軟に対応をしていくのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

指導室長

原則は学力向上なので、生活指導等について主にかかわるということではございません。しかし、学校の職員という視点に立ったときに、授業中に心のケアではないですけれども、心理的ケアやそれから自己有用感などを教員が組織的にその子に対して味わわせていく、そういう足並みをそろえた取組については同様に進めるものと認識しています。

小林委員

今のお答えでよろしいかと思うのですが、もちろん学力向上は主たる狙いではありますが、やはり学校の様々な教育課題をしっかりと柔軟に捉えて取り組んでいただける、要するに、言ってみればせつかく配置したけれどもこの分しかやりませんよみたいな、そういうことではなくて、勤務の日や勤務の時間に関してはしっかり先生方と同じように足並みをそろえて組織的に動けるような、それが子どもたちのためになると思いますので。この議題とかけ離れるかもしれませんが、採用した後もぜひそういった運用を図っていただければということで、要望して終わりたいと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

今の小林委員のお話がすごく大事だなと思うのですけれども、例えば心のケアという話が出ましたけれども、直接のかかわりだけでなく、フルタイムの先生とは違うお立場であっても子どもと身近に接したとき、あるいは学級に入ったときの様子の情報を集団守秘義務の中で共有するとか、あとは空いた時間とかに、もし別室登校のお子さんとかいたら、その子の学力向上ということで少し個別の課題などのお手伝いをしてくださるとか、この方の勤務の範囲内でもいろいろな活用はできると思いますので、ぜひそういった意味のある活用の例とか、こういうこともできますよということを学校現場にも伝えていただけるといいのかなと思いましたので、よろしくお願いします。

田辺教育長

よろしいですか。

小林委員

さらにプラスして、やはりそのような人材を採用して、「じゃあ配置しました」といって学校に丸投げするのではなくて、例えばこういった立場の人たちの研修計画をしっかりと立てて、区の固有の教員として本当に子どもたちのために、学校のためになるような仕組みづくりというのを。一番スタートのときですから、貴重な財源を使うわけですので、そういったことをしっかりやってぜひ有効に進めていただければと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、質疑は終結させていただきます。

簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 32 号議案から第 43 号議案までについて、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、教育長及び委員活動報告について、事務局から一括しての報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

12 月 9 日に、第二中学校開校 70 周年記念祝う会がございまして、渡邊委員がご出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から、補足、質問、その他活動報告がございましたら、お願いいたします。

渡邊委員

今回、第二中学校の開校 70 周年記念祝う会に参加しました。第二中学校は統廃合の学校から離れていて、唯一、番号が残った学校として最後まで残っている学校だと、そんなお話をしていました。そういったお話が出てくるということは、やはりその学校に対する思いが皆さん非常に強いのだろうなという形で思っておりました。

ご挨拶された方が卒業生で、今 76 歳の方でした。ですと。今年 70 周年ということは、私が 1 期生ですと。1 年生で入ったのは私が一番ですとか、そういうお話をされて、そうやって考えるといろいろと皆さん頭の中に思い出されることが多かったのではないかと思います。また、25 歳の方々が来られて、10 年前の卒業のときにタイムカプセルとして閉じ込めたものを、今回記念に開けたということとか、それなりに学校が地域になじんだ催し物、太鼓の出し物とかありまして、非常に楽しい和やかな雰囲気でした。また、そういった機会に私も参加できたことを本当に喜ばしく思っております。

今後、新しい学校をつくる形で今までの歴史を振り返りつつ、新たにつくる学校のことを思いながら参加させていただいてきました。

以上です。

それと、もう 1 点よろしいでしょうか。12 月 12 日、特別区人事・厚生事務組合の教育委員会に出席いたしました。これは一応、活動の報告ということで。

田辺教育長

そのほか、ございますか。

田中委員

ちょうどきょう、始まる前に下のロビーで学校給食展示会をやっていたので、見てきました。オリンピック・パラリンピックについて給食からの発信ということで、なかなかおもしろい展示でした。一つは「体力向上と食生活」それからもう一つは「世界の給食」というのです。あと、もう一つ、小中学校の給食室の 1 日のどんな仕事をしているかという展示もあって、おもしろく見てきました。

体力向上については幾つか取組が出ていましたけれども、おもしろいなと思ったのはアスリートはどんな食事をしているのだろうということで、アスリートのお昼と給食とはどんな違いがあるのかというのが。これは生徒さんたちにも発信していきたいとおっしゃっていました。

世界の給食も幾つかの国が出ていましたけれども、イギリスは全部ではないらしいですけれども、カフェテリア方式が非常に多くて、子どもたちが好きなものばかりをとってしまうのでなかなか健康という面からいくと課題があるということもありました。

あと、僕も知らなかったですけども、給食室で働く方は朝 7 時から着替えて消毒して、今度給食が終わった後は夕方に給食室の消毒をしたりということで、安全に、しかもおいしいものを提供するというので、とても配慮されているので感心しました。今日までで

すので、ぜひ帰りに、よかったら。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、続いて事務局報告に移ります。

済みません、事務局報告の前に、私のほうから追加でご報告させていただくことがございます。実は、あつてはならない事件が発生いたしました。先週、12月7日に区立学校の教室にスマートフォンが不適切に設置されていたことが発見されました。これは、現在、用務業務を委託しているわけですが、その委託先の会社の社員のものであることが判明し、当該校の校長が事件性が高いと考えて110番通報いたしました。警察が当該職員を任意同行して調べた結果、建造物侵入ということで同日逮捕されました。現在、捜査を進めている状況です。

教育委員会といたしましては、捜査の推移を見守るとともに、当該校の子どものことを考えて冷静な対応に努めているところです。また、子どもたちに対しては、カウンセラーなどを派遣しまして、心のケアも心がけているところです。今後も、推移によって対応をいろいろ考えていかなければいけないことはあるのですが、子どもたちの安全・安心ということを第一に、最大限配慮をもって対応していきたいと思っています。

緊急に、教職員についてはスマートフォン等の教室の持ち込みというのは厳禁してまして、従来から職員室に置いていくということを徹底させていたわけですが、業務委託の職員等についても職務中はそれぞれの場所にきちんと保管して、業務中に持ち歩かないことと、定められた場所以外は不用意に立ち入らないということ、これは教職員も含めてですが、徹底させていただいたところです。

また、この用務業務の委託をしている会社については、今後、契約について考えなければいけないという事態にもなると判断しておりまして、そのことにつきましても適切に対応していきたいと思っています。

今日のところはここまでの情報しかご報告することができないのですが、今後、捜査の進展によってまた逐次報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

この件について、何かご発言ありましたら、お願いいたします。

伊藤委員

子どもたちの安全・安心ということが、本当に大事だと思いますので、子どもにとっては当事者になるといろいろな気持ちが湧いたり、また、親御さんの心配のほうがそれ以上に勝るということも考えられますので、子どもたちだけでなく保護者の方ですとか、またそのバックアップをなされる教職員の方への更なるバックアップということで、ご尽力いただけるとありがたいなと思っております。

田辺教育長

承知いたしました。

ほかにごございますか。

田中委員

ちょっと考えられないようなことが起きたということで、先ほど教育長の報告にもありましたけれども、ぜひほかの小中学校全てについて、今後、そういったことが起きないようにその辺ぜひしっかり対応をお願いしたいと思います。

田辺教育長

承知いたしました。スマートフォンを持ち歩かないとか、不用意に立ち入らないとか、そういうことにつきましては全校に周知させていただいておりますし、また、本件につきましてはホームページにもアップしまして、区民の方にもご理解いただけるように努めているところです。

ほかにごございますか。よろしいですか。

渡邊委員

意見というか、私たちは基本的にこの話について教育委員会で事件発生当時から話し合ってきたところでございます。逆に言うと、区民の皆さんからご意見があるのだろうと思いますけれども、やはりこれは事件ですので私たちとしてもしっかり対応していくとともに、事件の結果・推移を見守って、憶測で物事が走らないように十二分に注意していきたいと思っておりますので、その点は関係所管、特に指導室等におきましてはしっかり今後もやっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

田辺教育長

よろしいですか。

小林委員

私も、今、各委員の方々がお話しされたのと同じ思いを持っております。冒頭、教育長からもあってはならないことが起きてしまったということで、まさにその状況なのですが、この被害の状況とかそういったことに関しては警察にゆだねている状況ですので、今ここでそれについてどうしていくかということに関しては具体的な話ではないと思うのですが、今後、適切に対応していく必要があるかなと。

それから、学校側も被害者のような図式でもあるのですが、でもそれをどう食い止められなかったかという、ある意味では学校の管理下の責任であるという重大な受け止めも大事だと思いますし、一校のことは全ての学校のこともありますので、そういったところを今後もしっかり対応していくことが重要だと思いますので、いろいろ対応は大変だと思いますけれども迅速に速やかに進めていければと思っています。

以上です。

田辺教育長

よろしいですか。

それでは、事務局報告「平成 29 年度体力テストの結果と体力向上に向けた取組について」の報告をお願いします。

指導室長

それでは「平成 29 年度体力テストの結果と体力向上に向けた取組について」、ご報告いたします。

体力テストにつきましては、子どもたち個々の状況や学校などの集団の状況を把握することで、子どもたち一人一人が体力への関心、運動への意欲が持てるような取組を進めるとともに、様々な課題について学校や区の取組・充実を図るものでございます。

実施種目等につきましては、そちらに示させていただいている内容でございます。

それでは、資料の 2 ページ目といたしまして、結果についてご報告させていただきます。中野区では、平成 17 年度の東京都の約 7 割の子どもたちが通過した数値を「中野スタンダード」として基準として持っておりまして、この数値を 7 割の子どもたちが通過することでおおむね良好な状況と捉えているところでございます。その通過率の状況を一覧表で示させていただきました。

平成 28 年度から平成 29 年度に関しましては、目標値を通過した子どもたちの割合・項目数は増加にあるということで、全体的な傾向としては体力として向上の傾向があると捉えています。しかしながら、昨年度・本年度と握力についてやボール投げについては、「中

野スタンダード」の通過率がなかなか目標に達していないという課題も捉えているところ
でございます。

次のページにつきましては、本年度の区の平均と都の平均値を比較したものでございま
す。赤三角が上回っているもの、青三角が下回っているもの、そのほかのものはおおむね
同等の数値と捉えています。このように分析したときに、全体的には上回っている項目数
がふえている傾向にありまして、東京都の平均と比べても同等もしくは若干上回っている
という状況でございます。

先ほど話題にいたしました、握力やボール投げという点につきまして着目して見ますと、
全体的な傾向としては東京都の平均、もしくは若干上回っている傾向もあろうかなと思っ
ています。それらの状況を踏まえて、今後の対応といたしまして、まず学校では体力向上
プログラムということでこの結果を受けた様々な取組を進めてまいります。その視点とい
たしまして、一つは握力・投力等、特に筋力についての課題が大きいということで、それ
らの取組については例えば握力では固定施設、うんてい・登り棒・鉄棒・ジャングルジム
など、休み時間などで遊びを活用したり、体育の授業での充実を図ったりするとともに、
投力と関連する内容ではボール運動系の領域について充実を図っていく。また、遊びの中
に腕を振るような遊びも積極的に取り入れることなど、課題に対して対応してまいりたい
と考えております。

そのほか、運動の日常化といたしましては、各校では様々な習慣、例えば縄跳び習慣で
あったりマラソン習慣であったり、それから遊びの習慣であったりなど取り組んでいます。
それら具体的な事例につきましては、定例校長会で示しながらよりよい取組について共有
化を図って、各校の体力向上の取組の参考にするよう進めているところでございます。

報告は以上です。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

教えていただきたいのですけれども、「中野スタンダード」というのは東京都で 70%の
生徒がクリアした数値を「中野スタンダード」というわけですね。

指導室長

平成 17 年度時点での、今、委員のおっしゃられた数値と認識しています。

田中委員

これと資料の二つ目の「平均との比較」というのを見ると、例えば女子の反復横跳びなんかは中野スタンダードで見ると通過率が8割とか結構高い数値なのですけれども、いわゆる平均値で見るとむしろ下回っていると。これは中野スタンダードの通過率と都の平均というのはどのように見比べたらいいのか、ちょっと教えていただければ。

指導室長

東京都の平均というのは、子どもたちの現在の傾向を示していると認識しています。ですので、今、報告を差し上げたように握力ということについては東京都全体の課題でもあると認識しておりまして、その年その年の数値なので、そのとき反復横跳びについては東京都としては比較的低かったものが、様々な取組の中で向上が図られてきていると。中野区としては、東京都全体の傾向からするとその取組・充実については今後も課題にしていかなければならない、そんなふうに取り組みたいと思っています。

田中委員

ということは、数値としてはそんなに東京都に劣るとか決してそういうことではなくて、中野として経年的に見たときには少しずつ上がっているというところで、今後も取組を進めるということによろしいのでしょうか。

指導室長

2番目に説明しました東京都の平均と区の平均だけを比べていると、やはりそのときの傾向だけで上がった下がったという話になろうかと思えますのですので、一つの基準が必要と認識しています。そういう意味で、少し古い資料ではありますが、経年の基準として本区では「中野スタンダード」を一つの基準にしているので、そこの基準からどうだったかというのを常に絶対評価としての到達目標を考えながら、東京都の平均にあまりぶれないような取組を図りたいと考えておりまして、このような形で進めてまいりたいと思っています。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

学力ではなくて体力のことになると多少うるさく言わせていただいているのですけれども、やはり学力というのは後からでも何とかできるけれども、体力というよりも体づくりというのは小中学生、高校生になる前にほとんどの場合は完成されてくると考えれば、そこからというのはなかなか難しいのではないかなと。そうした場合には、バランスのとれ

た体力づくりというのが必要だと考えております。これは毎年、昨年度のことも言ったのですけれども、ここの資料の1ページ目の実施種目のところに書いてあって、やる種目を握力とか上体起こしとかと書いてある次の括弧付けのところがすごく重要で、これは何のためにチェックしているかという筋力をチェックしている、柔軟性をチェックしている、敏捷性をチェックしていると。要は全体的にバランスのいい体力をつくるということは、ではなくて、ある一定の基準を全員がクリアしていかないといけないということで、中野スタンダードをクリアする必要があると僕は考えております。

それで、中野スタンダードの基準の設け方がどうかということについては、今回何も申し上げませんが、そういつて見ると28年度・29年度はほぼ同じ形ということは、去年も課題にあった握力・パワーということに対して何らかの方法をとったのだけれども、その効果が表れなかったということで、では違った形で筋力アップだとか巧緻性なんかで優れる方法を考えて、指導していただきたいなと思っております。

今、中野区の子どもたちは中野スタンダードをほぼクリアできていい形になっているのだけれども、どうしてもボール投げと握力のところ。本当に単純に握力がないのであれば握力がしっかりできるようなパワーをつけると。握力の練習だけをしていけばいいではないかと思うのですけれども、医学のところで言うと手を握る力は全ての腕の力がないと、手を握る力だけが強くなるわけではないのです、腕全体の。だから、ぜひ積極的に体育課のほうでいろいろと工夫をして、来年度に向けて頑張りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

伊藤委員

子どもたちの毎日の生活の中で、体力が向上する工夫というのがすごく大事なのだなと思います。

それに関連しまして、今、渡邊委員のお話もありましたけれども、一部分だけというふうになったり、いたずらに数値目標ということになってしまうと、例えば上体起こしも本日でしたか、新聞にこの体力テストの上体起こしが腰を痛めるかもとか、いろいろその後やるとよくないとか出ていましたけれども、ですのでこれだけをするというのではなくて、小学校だと集団で体を動かす遊びに熱中するという機会が子どもたち普段の生活の中から減っていると思いますし、中学生は二極化というか、部活はすごくハードになっていき、

また、外のチームでやっている方もとてもハードな生活を送っていらっしゃる半面、そこではなく自分の体力に見合った形で運動したいなと思うと帰宅部になってしまうということもありますので、何かしらすぐにということだけでなく日常生活の中で無理なく体力が全体として向上できるようなことを、体育課を通してお考えいただけるとありがたいなと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

こうした体力向上の取組というのは、一つには、例えば就学前というか幼児期の取組とかかかわりというのがすごく影響してくると思うのですが、そういう点では学校教育とか小学校・中学校と保育園や幼稚園、更には家庭との連携、その辺というのは今どういうふうに行われているのか、また、今後どういう展望を持っておられるのか、伺いたいと思うのですけれども。

指導室長

今、委員のお話にあったように、幼児期からの体力づくり・運動習慣というのは非常に重要であると考えております。今、少し取組の充実を図るために、所管課が変更しておりますが、教育委員会としても「元気アップ★トレーニング」ということで幼稚園年長から小学校低学年に向けての運動遊びのプログラムを紹介する、そういうイベントを地域に発信して取り組んでまいりました。

また、幼稚園では「運動遊びプログラム」など、幼児期の遊びを通した体力づくりについて取り組んでいるところです。そこの関連性では、現在、就学前教育との接続ということで、タイトなことでいえばアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムという話になりますが、やはり子どもたちの体力も含めた資質能力をどのように円滑に伸ばし、つなげていくか、このことについて校種を超えて協議を図っているところで今後も取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

小林委員

ありがとうございます。

それからもう一つ、学校の中で体育を進めていくときには道徳教育と体育は大きく二つあって、一つは体育の時間でやるということ。もう一つは全教育活動を通して体力向上を図っていくと、この2本立てがあると思うのですが、私は個人的には体育の時間に関して

はかなり先生方も研究したり研修したり、そういうことを進めてしっかりした取組を行っている学校が多いと思うのですが、全教育活動で取り組むといったときに例えば休み時間をどうしていくのかとか、朝の時間、放課後の時間の子どもたちの動きをどうしていくのかとか、なかなかこういう寒い時期になると外に出て遊ばない子どもをどうするかとか、そういうことはすごく大事なことだと思うのですが、今後そういった全教育活動の中で行っている体育に関して、よりスポットを向けている中野区としての施策展開というところも大げさかもしれませんが、そういった取組を支援していくというのですか、そういうことが大事かなと。

ある地域の実践例では、例えば、休み時間なんかそういうボランティアの学生などを使って一緒に遊ぶ、そういうことを通してどんどん体力をつけさせることを狙っている取組もあるようですので、ぜひ今までの枠に捉われない新しい取組をどんどん展開していただければと思っています。

以上です。

伊藤委員

同じようなことを今、思い出していて、外国でいろいろ授業を見たりするのですけれども、授業の始まりに何かみんなでびよんぴよん跳んでみたり、腕立て伏せをやってみたり、日常生活の中での気分転換とか自分の体調をよくするとか、そういった面でも日常生活にうまく運動を取り入れる意識というか、20分休みにいろいろな遊びをすることもすごく大事だし、日常生活の中にうまく取り入れるという意識もすごく大事だと思いますので、学校教育が認知的なアカデミックなことに割とフォーカスが当たっていて、情緒的なことと体力的なことをうまく取り込んでいないということは、世界的な教育研究の動向でも言われていると思いますので、何かそういう日常に取り入れるということは多分、将来にわたる健康寿命の増加ということにもすごく直結していくと思いますので、ぜひいろいろな取組を柔軟にしていただけるといいのかなと思いました。

以上です。

田辺教育長

そのほか、ございますか。よろしいですか。

それでは、本報告については終了させていただきます。

事務局から次回の開催について、報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

次回の開催でございますが、12月22日金曜日、10時から当教育委員会室にて予定をしてございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第33回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前10時55分閉会